

くらし・なんでも相談

シリーズ No.15

「年金特別便」



定 特 務 士
人 保 務 士
正 保 務 士
山 口 正 人
社 会 保 険 労 務 士

社会保険庁の年金記録が5,000万件も迷子
になっている事実が昨年より大問題となってい
ます。誰のものかわからなくなっている年金記
録を、特定した個人記録に結びつけるためには
本人に自分の記録を確認してもらうしかない
と「くらし」で、「ねんきん特別便」が送られていま
す。では、具体的にどうすれば良いのでしょうか？

今号は当相談ダイヤル相談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例から、ねんきん特
別便の「確認ポイント」をご紹介します。



【事例①】
ねんきん特別便が私のところに送られてき
ましたが、どこをどう見ればいいのかわか
りません。

【回答】

見方のポイントは、まず、当たり前のよう
ですが、印刷されている自分の氏名、生年月
日、住所をよく見てください。漢字やフリ
ガナの間違い、生年月日の間違い、住所の地
番やアパート名などの間違いはありません
か？ここは案外素通りしてしまうことが多
いので、最初にしっかりと確認してください。

次に基礎年金番号が記載されているとこ
ろを見ます。手元にある年金手帳の基礎年
金番号と照合してみてください。年金手帳
はオレンジや青やベージュ、グレーなどの色
の種類があり、また1枚のカード状のものも
あります。転職する都度新しい手帳の交付を
受けてしまい、ひとりでは何冊も持っている人
を見かけますが、その手帳の中の番号で基礎
年金番号と一致するものはありますか？
次に会社名の印刷されているところを見

「を使って医者にかかった記憶があり、確か
に厚生年金に加入していたと思うのですが。」

【回答】

ご質問のように、その当時健康保険証を
使った記憶がある場合でも、果たしてそれ
が社会保険であったのか国民健康保険であ
ったのかはつきりしないことが多く、そのま
ま厚生年金と結びつきの判断は難しいの
です。

そこで、過去の給与明細書を見て社会保
険料が控除されていることが確認できれば、
記録がもれている可能性が高いと判断でき
ます。ただ、給与明細書を長い間保管して
いる人はあまりいないと思いますので、そ
の場合は、当時勤務していた会社と連絡し
て書類の確認をしてもらうことです。しか
し、会社の書類も保存期限がありますから、
既に破棄されていることもあります。

「年金記録確認第三者委員会」への申し立
ては、このように何の手掛かりもない状況に
なったときでも行うことができます。近くの
社会保険事務所に相談してみてください。

【事例③】

ねんきん特別便にプリントされている会社
にもれはないと思われませんが、ただ、厚生
年金に加入した日が実際に会社へ入社した
日と違うような気がするのですが。

【回答】

会社に入社すると、臨時雇用や短時間勤
務、期間雇用など適用除外となる勤務形態
でない限り、本来は入社日そのまま厚生
年金の加入日となります。ただし、会社によ
っては最初の数ヶ月に試用期間を設けてい
ることがあり、その期間が終了して本採用
になった日から厚生年金に加入させる（本
来は違法です）場合もありますから、記録
がもれているのかどうかの判断は非常に困

難です。この場合も、事例②で示したように
給与明細書や会社の給与台帳などが残って
いれば確認は容易です。ない場合は、事例②
のように社会保険事務所へ相談して下さい。

9月9日、社会保険庁は「職員が厚
生年金の算定基礎となる標準報酬月額
を改ざんし、滞納保険料の回収率を上
げていた」ことを認めました。事業主
が事業主負担分を払えず滞納していた
ものの中には、もしかしたら被保険者
から徴収した保険料の一部を事業主負
担分に充てていたものや、徴収した保
険料を納めず事業主が不正をしていた
ものもあったのではないかと、この疑念
がもたれる内容です。許しがたい憤り
を感じます。

社会保険庁は、来年、「厚生年金の
受給者2,000万人全員に、現役時
代の標準報酬の履歴を送る」と発表し
ました。ねんきん問題の解決など本当
に難しいと思われませんが、一人ひとり
が確認をして問題点を指摘していく以
外にありません。内容に少しでもおか
しいところがあれば、本人自身が記録
の訂正を申し出なければなりません。
小さな疑問でも社会保険事務所と相談
することが大切です。

「もれや間違いな
し」と判断する前に、
よく内容を確認して
ください。もしかし
たら、あなたの年金
が増えるかもしれな
いのですから…。



困ったときは、くらし・なんでも相談
「ほっとダイヤル」をご利用下さい。
☎0120-39-6029